

○瀬戸内市観光センター条例

平成18年2月13日

条例第5号

エーゲ館うしまど条例(平成16年瀬戸内市条例第141号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 瀬戸内市の特産品の展示及び販売を通じて、優れた地域特性を広く内外に紹介し、瀬戸内市のイメージ向上及び産業の活性化を図ることにより、地域の振興と住民福祉の向上に寄与することを目的として、瀬戸内市観光センター(以下「観光センター」という。)を瀬戸内市牛窓町牛窓3031番地2に設置する。

(指定管理者による管理)

第2条 観光センターの管理は、瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第67号)の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の期間)

第3条 指定管理者が観光センターの管理運営を行う期間は、5年以内とする。

ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は第1条の目的を達成するため、観光センターにおいて次の業務を行う。

- (1) 地域特産品の展示及び販売
- (2) 観光振興に関する業務
- (3) 地域情報の提供に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的達成に必要な業務

(指定管理者が行う管理基準)

第5条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、観光センターの管理を行わなければならない。

(開館時間)

第6条 観光センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 観光センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 火曜日(火曜日が国民の祝日に当たる場合は、その翌日)

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(行為の許可)

第8条 観光センターにおいて、次に掲げる行為をしようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 物品の販売及びこれに類する行為

(2) 広告物の掲出

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める行為

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が次に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

(1) 公共の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれのあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、観光センターの管理上支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3 指定管理者は、観光センターの管理上必要な範囲内で第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、前条第1項

の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は原状回復を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく处分に違反している者
- (2) 偽りその他不正な手段により前条第1項の規定による許可を受けた者
- (3) 前条第3項の条件に違反している者
(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月29日条例第48号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。